

令和元年度

一般会計補正予算

(第3号)

兵庫県南あわじ市

議案第70号

令和元年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度南あわじ市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,097,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年8月29日 提出

南あわじ市長 守本 憲弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		280,000	3,100	283,100
	3. 森林環境譲与税	0	3,100	3,100
9. 地方特例交付金		157,000	1,201	158,201
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	130,000	1,201	131,201
14. 国庫支出金		2,164,739	31,415	2,196,154
	1. 国庫負担金	1,719,552	22,166	1,741,718
	2. 国庫補助金	431,172	9,249	440,421
15. 県支出金		2,133,380	13,745	2,147,125
	2. 県補助金	862,242	10,778	873,020
	3. 委託金	417,436	2,967	420,403
18. 繰入金		1,066,429	43,000	1,109,429
	2. 基金繰入金	940,619	43,000	983,619
19. 繰越金		11,576	43,488	55,064
	1. 繰越金	11,576	43,488	55,064
21. 市債		4,031,500	121,600	4,153,100
	1. 市債	4,031,500	121,600	4,153,100
歳入合計		27,840,325	257,549	28,097,874

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,149,970	12,095	3,162,065
	1. 総務管理費	2,704,977	12,095	2,717,072
3. 民生費		7,437,994	17,886	7,455,880
	1. 社会福祉費	3,996,079	4,846	4,000,925
	2. 児童福祉費	2,792,850	12,370	2,805,220
	3. 生活保護費	649,065	670	649,735
4. 衛生費		2,787,108	1,000	2,788,108
	1. 保健衛生費	1,678,314	1,000	1,679,314
6. 農林水産業費		2,135,155	144,834	2,279,989
	1. 農業費	1,673,437	70,454	1,743,891
	2. 林業費	70,246	4,800	75,046
	3. 水産業費	391,472	69,580	461,052
7. 商工費		824,884	12,830	837,714
	1. 商工費	824,884	12,830	837,714
8. 土木費		2,858,904	16,721	2,875,625
	4. 港湾費	128,636	3,717	132,353
	5. 都市計画費	1,488,435	13,004	1,501,439
9. 消防費		1,293,119	3,132	1,296,251
	1. 消防費	1,293,119	3,132	1,296,251

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		3,096,837	45,951	3,142,788
	2. 小学校費	417,308	4,603	421,911
	4. 幼稚園費	188,768	799	189,567
	5. 社会教育費	1,070,840	31,600	1,102,440
	6. 保健体育費	436,210	8,949	445,159
	13. 諸支出金		764,890	3,100
1. 基金費		764,861	3,100	767,961
歳 出 合 計		27,840,325	257,549	28,097,874

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
ゆ ー ぷ る 施 設 指 定 管 理 料	令 和 2 年 度 ～ 令 和 4 年 度	3, 0 0 0 千 円

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前						補正後					
	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限		償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の 方 法	利 率	償還期限		償還の 方 法
				(年以内)	(年以内)					(年以内)	(年以内)	
保 育 所 整 備 事 業	341,600	証書借 入また は証券 発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	20	3	公的資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその債権者 と協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、または許可等 により繰上償還もし しくは低利に借換え することができる。	349,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
農 道 等 整 備 事 業	83,500			15	3		98,700	〃	〃	〃	〃	〃
漁 港 整 備 事 業	43,600			15	3		108,800	〃	〃	〃	〃	〃
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	192,600			20	3		194,100	〃	〃	〃	〃	〃
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	237,900			20	3		265,300	〃	〃	〃	〃	〃
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	19,300			15	3		24,100	〃	〃	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	280,000	3,100	283,100
9. 地方特例交付金	157,000	1,201	158,201
14. 国庫支出金	2,164,739	31,415	2,196,154
15. 県支出金	2,133,380	13,745	2,147,125
18. 繰入金	1,066,429	43,000	1,109,429
19. 繰越金	11,576	43,488	55,064
21. 市債	4,031,500	121,600	4,153,100
歳入合計	27,840,325	257,549	28,097,874

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	3,149,970	12,095	3,162,065				12,095
3. 民 生 費	7,437,994	17,886	7,455,880	27,366	7,500		△16,980
4. 衛 生 費	2,787,108	1,000	2,788,108				1,000
6. 農 林 水 産 業 費	2,135,155	144,834	2,279,989	6,490	80,400	43,000	14,944
7. 商 工 費	824,884	12,830	837,714				12,830
8. 土 木 費	2,858,904	16,721	2,875,625	9,960			6,761
9. 消 防 費	1,293,119	3,132	1,296,251	1,044			2,088
10. 教 育 費	3,096,837	45,951	3,142,788	300	33,700		11,951
13. 諸 支 出 金	764,890	3,100	767,990				3,100
歳 出 合 計	27,840,325	257,549	28,097,874	45,160	121,600	43,000	47,789

2. 歳入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 3. 森林環境譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 森林環境譲与税	0	3,100	3,100	1. 森林環境譲与税	3,100	森林環境譲与税 3,100
計	0	3,100	3,100			

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 2. 子ども・子育て支援臨時交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 子ども・子育て支援臨時交付金	130,000	1,201	131,201	1. 子ども・子育て支援臨時交付金	1,201	子ども・子育て支援臨時交付金 1,201
計	130,000	1,201	131,201			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	1,719,552	22,166	1,741,718	1. 社会福祉費負担金	13,411	過年度障害者自立支援介護給付費負担金 13,411
				3. 生活保護費負担金	8,755	過年度生活保護費負担金 8,755
計	1,719,552	22,166	1,741,718			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費国庫補助金	89,393	3,343	92,736	2. 児童福祉費補助金	3,343	子ども・子育て支援交付金 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業 補助金 保育所等業務効率化推進事業補助金 保育所等における事故防止推進事業補助金 子育てのための施設等利用給付交付金	9 700 1,500 750 384
6. 土木費国庫補助金	149,933	4,662	154,595	2. 都市計画費補助金	4,662	社会資本整備総合交付金	4,662
7. 教育費国庫補助金	72,654	200	72,854	4. 社会教育費補助金	200	埋蔵文化財発掘調査費補助金	200
8. 消防費国庫補助金	0	1,044	1,044	1. 消防費補助金	1,044	消防団設備整備補助金	1,044
計	431,172	9,249	440,421				

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費県補助金	206,956	1,857	208,813	1. 社会福祉費補助金	1,857	過年度重度障害者医療費助成事業事務費補助金 過年度乳幼児医療費助成事業補助金 過年度乳幼児医療費助成事業事務費補助金 過年度母子家庭等医療費給付事業補助金 過年度高齢重度障害者医療費助成事業補助金 過年度高齢重度障害者医療費助成事業事務費補助金 過年度こども医療費助成事業補助金 過年度こども医療費助成事業事務費補助金	47 253 8 132 324 74 1,017 2

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業費県補助金	536,366	6,490	542,856	2. 林業費補助金	2,500	住民参画型森林整備事業補助金 2,400 狩猟体験会等開催支援事業補助金 100
				3. 水産業費補助金	3,990	地域水産物供給基盤整備事業補助金 90 港整備交付金 3,500 淡路島のさかな消費拡大対策事業補助金 400
5. 土木費県補助金	6,355	2,331	8,686	2. 都市計画費補助金	2,331	老朽危険空家除却事業補助金 2,331
7. 教育費県補助金	18,607	100	18,707	3. 社会教育費補助金	100	埋蔵文化財発掘調査費補助金 100
計	862,242	10,778	873,020			

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 委託金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 土木費委託金	60,045	2,967	63,012	3. 港湾費委託金	2,967	福良港排水機場管理委託金 1,817 海岸漂着物地域対策推進事業委託金 1,150
計	417,436	2,967	420,403			

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8. 淡路ファームパークイングランドの丘基金繰入金	0	43,000	43,000	1. 淡路ファームパークイングランドの丘基金繰入金	43,000	淡路ファームパークイングランドの丘基金取りくずし 43,000
計	940,619	43,000	983,619			

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 繰越金	11,576	43,488	55,064	1. 繰越金	43,488	前年度繰越金	43,488
計	11,576	43,488	55,064				

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 民生債	345,700	7,500	353,200	1. 社会福祉債	7,500	社会福祉施設整備事業	7,500
3. 農林水産業債	281,700	80,400	362,100	1. 農業債	15,200	農道等整備事業	15,200
				2. 水産業債	65,200	漁港整備事業	65,200
7. 教育債	538,100	33,700	571,800	1. 学校教育債	1,500	義務教育施設整備事業	1,500
				3. 社会教育債	27,400	社会教育施設整備事業	27,400
				4. 保健体育債	4,800	社会体育施設整備事業	4,800
計	4,031,500	121,600	4,153,100				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	1,196,955	12,095	1,209,050				12,095	13. 委託料	4,900	人事給与システム改修委託料	4,900
								19. 負担金補助及び交付金	7,195	負担金	7,195
										淡路広域行政事務組合負担金	7,195
計	2,704,977	12,095	2,717,072				12,095				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 障害者福祉費	1,026,491	2,317	1,028,808	13,411			△11,094	23. 償還金利子及び割引料	2,317	返納金	2,317
4. 福祉医療費	1,236,957	2,529	1,239,486	1,857			672	23. 償還金利子及び割引料	2,529	返納金	2,529
計	3,996,079	4,846	4,000,925	15,268			△10,422				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 母子等福祉費	214,794	700	215,494	700				19. 負担金補助及び交付金	700	補助金 未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金事業補助金	700
4. 保育所費	1,595,200	11,670	1,606,870	2,643	7,500		1,527	15. 工事請負費	7,500	保育所ブロック塀改修工事費	7,500
								19. 負担金補助及び交付金	4,170	補助金 保育対策総合支援事業補助金 子育て施設等利用給付費補助金	4,170
計	2,792,850	12,370	2,805,220	3,343	7,500		1,527				795

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	56,460	184	56,644				184	23. 償還金利子及び割引料	184	返納金 184
2. 扶助費	592,605	486	593,091	8,755			△8,269	23. 償還金利子及び割引料	486	返納金 486
計	649,065	670	649,735	8,755			△8,085			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
14. 健康増進施設管理運営費	68,688	1,000	69,688				1,000	13. 委託料	1,000	ゆーぷる施設指定管理料 1,000
計	1,678,314	1,000	1,679,314				1,000			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 農地費	514,132	24,454	538,586		15,200		9,254	14. 使用料及び賃借料	484	ソフトウェア使用料 484
								15. 工事請負費	16,700	農道等整備工事費 9,600 井堰改修工事費 7,100
								17. 公有財産購入費	7,270	道路用地購入費 7,270
8. ほ場整備事業費	260,492	3,000	263,492				3,000	13. 委託料	3,000	調査設計委託料 3,000
11. 農業公園管理事業費	104,860	43,000	147,860			43,000		19. 負担金補助及び交付金	43,000	負担金 43,000 屋根・外壁改修工事負担金 43,000
計	1,673,437	70,454	1,743,891		15,200	43,000	12,254			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 林業総務費	53,045	2,400	55,445	100			2,300	8. 報償費	10	講師等謝礼	10
								11. 需用費	89	消耗品費	89
								12. 役務費	1	傷害保険料	1
								19. 負担金補助及び交付金	2,300	補助金 野生動物防護柵集落連携設置事業 補助金	2,300 2,300
2. 林業振興費	17,201	2,400	19,601	2,400				19. 負担金補助及び交付金	2,400	補助金 住民参画型森林整備事業補助金	2,400 2,400
計	70,246	4,800	75,046	2,500			2,300				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 水産業振興費	74,687	400	75,087	400				11. 需用費	200	印刷製本費	200
								12. 役務費	100	折込手数料	100
								13. 委託料	100	淡路島マダイPR事業委託料	100
4. 漁港管理費	123,478	69,180	192,658	3,590	65,200		390	15. 工事請負費	69,180	漁港施設改良工事費 漁港機能保全工事費	69,000 180
計	391,472	69,580	461,052	3,990	65,200		390				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 海水浴場管理費	44,493	12,830	57,323				12,830	12. 役務費	2,430	植木剪定等手数料	2,430
								13. 委託料	930	設計監理委託料	930
								15. 工事請負費	9,470	慶野松原周辺整備工事	9,470
計	824,884	12,830	837,714				12,830				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 港湾費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 港湾管理費	128,636	3,717	132,353	2,967			750	11. 需用費	1,817	修繕料 1,817
								13. 委託料	1,150	海岸漂着物地域対策推進事業委託料 1,150
								19. 負担金補助及び交付金	750	負担金 750 県単独港湾事業負担金 750
計	128,636	3,717	132,353	2,967			750			

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	38,973	11,704	50,677	6,993			4,711	13. 委託料	2,380	都市計画支援システムサーバー移行業務委託料 2,380
								19. 負担金補助及び交付金	9,324	補助金 9,324 老朽危険空家除却支援事業補助金 9,324
4. 地域公共交通推進費	157,806	1,300	159,106				1,300	15. 工事請負費	1,200	駐車場照明撤去工事費 1,200
								19. 負担金補助及び交付金	100	補助金 100 コミュニティバス運賃助成金(乗継割引) 100
計	1,488,435	13,004	1,501,439	6,993			6,011			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 消防施設費	80,000	3,132	83,132	1,044			2,088	18. 備品購入費	3,132	消防施設用備品購入費 3,132
計	1,293,119	3,132	1,296,251	1,044			2,088			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	264,089	4,603	268,692		1,500		3,103	8. 報償費	160	校歌制作謝礼金 160
								11. 需用費	143	消耗品費 143
								13. 委託料	300	設計監理委託料 300
								15. 工事請負費	3,000	校舎等営繕工事費 3,000
								18. 備品購入費	1,000	施設用備品購入費 1,000
計	417,308	4,603	421,911		1,500		3,103			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 幼稚園費	106,606	799	107,405				799	19. 負担金補助及び交付金	799	負担金 799 給食費負担金 799
計	188,768	799	189,567				799			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会教育総務費	158,178	1,000	159,178				1,000	19. 負担金補助及び交付金	1,000	負担金 1,000 淡路人形浄瑠璃フランスプロモーション委員会負担金 1,000
2. 公民館費	416,838	2,200	419,038		2,200			15. 工事請負費	2,200	公民館改修工事費 2,200
3. 図書館費	66,064	28,000	94,064		25,200		2,800	15. 工事請負費	28,000	図書館空調設備改修工事費 28,000
8. 埋蔵文化財費	319,689	400	320,089	300			100	13. 委託料	400	遺物保存委託料 400
計	1,070,840	31,600	1,102,440	300	27,400		3,900			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健体育総務費	23,346	3,549	26,895				3,549	8. 報償費	1,040	講師等謝礼	1,040
								9. 旅費	216	費用弁償	216
								11. 需用費	2,233	消耗品費	1,379
										食糧費	24
								印刷製本費	830		
13. 委託料	40	コピー機保守管理委託料	40								
14. 使用料及び賃借料	20	イベント器具借上料	20								
2. 体育施設費	109,413	5,400	114,813		4,800		600	15. 工事請負費	5,400	空調設備改修工事費	5,400
計	436,210	8,949	445,159		4,800		4,149				

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
14. 森林環境基金費	0	3,100	3,100				3,100	25. 積立金	3,100	森林環境基金積立金	3,100
計	764,861	3,100	767,961				3,100				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
ゆーふる施設指定管理料	3,000			令和2年度 ～ 令和4年度	3,000				3,000

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	平成29年度末現在高	平成30年度末現在高見込額	令和元年度中増減見込額		令和元年度末現在高見込額
			令和元年度中借入見込額	令和元年度中元金償還見込額	
1. 普 通 債	18,951,582	17,773,466	4,291,600	1,782,454	20,282,612
(1) 総 務	5,207,404	4,227,488	10,900	436,359	3,802,029
(2) 民 生	357,975	450,951	531,900	35,271	947,580
(3) 衛 生	875,660	845,381	1,172,200	51,980	1,965,601
(4) 農 林 水 産	2,649,533	2,519,931	453,100	338,968	2,634,063
(5) 商 工	96,154	140,478	14,800	5,798	149,480
(6) 土 木	3,748,408	3,606,645	1,117,500	353,022	4,371,123
(7) 公 営 住 宅	881,807	767,840	8,300	110,900	665,240
(8) 消 防	222,897	225,483	226,300	47,602	404,181
(9) 教 育	4,911,744	4,989,269	756,600	402,554	5,343,315
2. 災 害 復 旧 債	258,162	247,783	32,800	33,090	247,493
(1) 農 林 水 産	63,302	59,232	9,900	7,731	61,401
(2) 土 木	162,990	157,760	17,800	21,988	153,572
(3) そ の 他	31,870	30,791	5,100	3,371	32,520
3. そ の 他	13,636,035	13,283,116	620,000	1,140,480	12,762,636
(1) 企 業 債	2,303,005	2,027,398		280,982	1,746,416
(2) 減 税 補 て ん 債	195,724	142,308		34,062	108,246
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	11,122,417	11,098,636	620,000	825,436	10,893,200
(4) 県 貸 付 金	14,889	14,774			14,774
合 計	32,845,779	31,304,365	4,944,400	2,956,024	33,292,741

議案第71号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる

必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない期間又は時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務

職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条の規定に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付職員の給与に関する特例)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下「任期付職員」という。）の初任給及び号給並びに昇給（以下この項において「初任給等」という。）について、南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号。以下「給与条例」という。）第10条及び第11条の規定により難い特別の事情があるときは、当該任期付職員の初任給等については、任命権者が市長と協議して決定するものとする。

- 2 任期付職員（第4条の規定により任期を定めて採用されたものに限る。以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給与条例又は前項の規定により得られた給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を

乗じて得た額とする。

(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第21条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「、再任用短時間勤務職員又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加え

る。

4 育児休業法第18条第1項又は南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第 号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第8条の2第1項及び第2項中「第2条第3号ア（イ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p><u>4</u> 略 （週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこ</p>	<p>第1条 略 （1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p><u>4 育児休業法第18条第1項又は南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第 号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき、1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p><u>5</u> 略 （週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこ</p>	

これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条～第8条 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(南あわじ市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第27号) 第2条第3号ア(イ)に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、その職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下これらを「短時間勤務職員」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条～第8条 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(南あわじ市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第27号) 第2条第4号ア(イ)に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、その職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例第2条第3号ア（イ）に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第8条の3以下 略

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（南あわじ市職員の育児休業等に関する条例第2条第4号ア（イ）に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第8条の3以下 略

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

議案第72号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号。以下「給与条例」という。）第7条第1項の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第7条第1項各号に規定する給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第16条第2項を除き、以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給等)

第7条 給与条例第14条及び第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第8条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第9条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第10条 給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第24条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条

例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 24 条第 1 項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第 24 条第 2 項	勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第 12 条 給与条例第 25 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 25 条第 2 項	勤務時間条例第 9 条に規定する休日	南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 26 号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第 9 条に規定する休日
	勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日	代休日

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第 13 条 給与条例第 26 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フ

フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 給与条例第28条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。ただし、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年南あわじ市規則第29号)第6条第2項の規定により正規の勤務時間において宿日直の勤務を命ぜられた職員は、この限りでない。

2 前項の規定において準用する給与条例第28条第1項の勤務は、第11条の規定により準用する給与条例第24条第1項、第12条の規定により準用する給与条例第25条第2項及び前条の規定により準用する給与条例第26条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第15条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条において準用する給与条例第24条、第12条において準用する給与条例第25条及び第13条において準用する給与条例第26条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第27条第2項及び第3項において同じ。)の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期

(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年南あわじ市条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第11条において準用する給与条例第24条、第12条において準用する給与条例第25条及び第13条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 20 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 26 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 4 条から第 6 条までの規定を適用して得た額に、当該額に第 8 条において準用する給与条例第 18 条第 2 項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第 21 条 医師職給料表の適用を受ける職員として新たに任用されたものには、月額 41 万 4,800 円を超えない範囲内の額を採用の日から 35 年以内の期間、初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整手当に相当する報酬の支給期間及び支給額その他初任給調整手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第 22 条 特殊勤務手当条例第 3 条から第 15 条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の

例により計算して得た額を特殊勤務手当に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第 23 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、その勤務した時間 1 時間につき、第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時

間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100 分の 50
(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 24 条 祝日法による休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) 及び年末年始の休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第 25 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第 26 条 第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び第 22 条から前条

までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第28条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第29条 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第30条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の

休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第21条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第32条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、南あわじ市職員等の旅費に関する条例(平成17年南あわじ市条例第40号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第33条 給与条例第42条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第34条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 等級別基準職務表

(1) 行政職給料表

職種	職務の級	基準となる職務
一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

(2) 医師職給料表

職種	職務の級	基準となる職務
診療所に勤務する医師	1級	医療業務を行う医師の職務
	2級	相当の知識経験に基づき医療業務を行う医師の職務

(3) 看護職給料表

職種	職務の級	基準となる職務
診療所等に勤務する看護師	1級	準看護師の職務
	2級	看護師の職務

議案第73号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(南あわじ市職員定数条例の一部改正)

第1条 南あわじ市職員定数条例（平成17年南あわじ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「期間を定めて雇用される者」を「臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

(南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年南あわじ市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第3項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。

第5条第2項中「、別に条例で定める」を「、条例で別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給されない」に改める。

第7条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第24条に規定する時間外勤務手当、同条例第25条に規定する休日勤務手当及び同条例第26条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。））」を加える。

(南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年南

あわじ市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「市長」を「規則」に改める。

(南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 南あわじ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南あわじ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

区分		報酬の額
教育委員会	委員	月額35,000円
選挙管理委員会	委員長	月額15,000円
	委員	月額10,000円
	補充員	日額8,000円
監査委員	識見を有する者	地方自治法(昭和22年法) 月額120,000円

	律第67号) 第252条の28に規定する外部監査契約を締結できる者	
	その他の者	月額50,000円
	議会	月額20,000円
農業委員会	会長	月額48,000円
	会長職務代理者	月額35,000円
	委員	月額32,000円
	農地利用最適化推進委員	月額22,000円
固定資産評価審査委員会委員		日額8,000円
専門委員	専門の学識経験に係る国家資格等を有する者	日額15,000円
	上記以外の者	日額8,000円
審理員		日額15,000円
投開票関係	選挙長	国の基準による。
	投票管理者	
	期日前投票管理者	
	開票管理者	
	投票立会人	国の基準による。 (交代したときは、時間単価に換算し、従事時間数に乗じた額)
	期日前投票立会人	
	開票立会人	国の基準による。
選挙立会人		
消防団	消防団長	年額116,000円
	副団長	年額99,000円

	地区団長（選任）	年額70,000円
	分団長	年額50,000円
	副分団長	年額30,000円
	部長	年額18,000円
	班長	年額13,000円
	団員	年額10,000円
公務災害補償等認定委員会	委員長	日額9,700円
	委員	日額8,500円
公務災害補償等審査会	会長	日額9,700円
	委員	日額8,500円
特別職報酬等審議会委員		日額8,000円
総合計画審議会委員		日額8,000円
まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会委員		日額8,000円
名誉市民選考委員会委員		日額8,000円
国土利用計画審議会委員		日額8,000円
都市計画審議会委員		日額8,000円
空家等対策審議会委員	専門の学識経験に係る国家資格等を有する者	日額15,000円
	上記以外の者	日額8,000円
老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員		日額8,000円
地域包括支援センター運営協議会委員		日額8,000円
地域密着型サービス運営委員会委員		日額8,000円
介護認定審査会	委員長	日額15,000円
	副委員長	日額14,000円
	委員	日額12,500円
休日応急診療所運	委員	日額12,500円

営委員会		
休日応急診療所医	管理医師	月額20,000円
	医師	昼(8H)60,000円
		夜(4H)52,000円
市立学校結核対策委員会委員		日額8,000円
保健センター運営委員会委員		日額8,000円
民生委員推薦会委員		日額8,000円
福祉事務所嘱託医		月額40,200円
老人ホーム入所判定委員会	委員	日額8,000円
	医師	日額12,500円
障害者福祉施設運営委員会委員		日額8,000円
地域活動支援センター通所判定委員会	委員	日額8,000円
	医師	日額12,500円
障害支援区分認定等審査会	委員長	日額15,000円
	副委員長	日額14,000円
	委員	日額12,500円
認知症初期集中支援チーム専門医		月額15,000円
学校医	基本額	年額162,000円
	(学校訪問)	年額37,000円
学校歯科医	基本額	年額162,000円
	(学校訪問)	年額37,000円
学校眼科医		年額99,000円
学校耳鼻科医		年額99,000円
学校薬剤師		年額50,000円
学校給食センター運営委員会委員		日額8,000円
保育所・こども園・幼稚園医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園歯科医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園眼科医		年額73,900円

保育所・こども園・幼稚園薬剤師		年額30,000円
公民館運営審議会委員		日額8,000円
社会教育委員		年額35,000円
文化財保護審議会委員		年額20,000円
松帆銅鐸調査研究 委員会	委員長	日額12,000円
	委員	日額10,000円
スポーツ推進委員		年額83,000円
スポーツ推進審議会委員		年額20,000円
図書館協議会委員		年額20,000円
働く婦人の家運営委員会委員		日額8,000円
国民健康保険運営協議会委員		日額8,000円
行政不服審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
情報公開審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
個人情報保護審査 会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員		日額8,000円
ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会 委員		日額8,000円
政治倫理審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
入札監視委員会委員		日額15,000円
産業医		月額30,000円
防災会議委員		日額8,000円
国民保護協議会委員		日額8,000円
行財政改革審議会委員		日額8,000円
指定管理者候補者選定委員会委員		日額8,000円
放置自動車判定委員会委員		日額8,000円

事業評価監視委員会委員		日額8,000円
地域福祉計画策定委員会委員		日額8,000円
予防接種健康被害調査委員会委員		日額8,000円
学校等適正規模及び教育施設検討委員会委員		日額8,000円
教育に関する事務の点検及び評価委員会委員		日額8,000円
教育支援委員会委員		日額8,000円
滝川文化振興基金運営委員会委員		日額8,000円
青少年問題協議会委員		日額8,000円
プロポーザル審査委員会委員		日額8,000円
障害者計画等策定委員会委員		日額8,000円
地域公共交通検討委員会委員		日額8,000円
一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会委員		日額8,000円
保育所のあり方検討委員会委員		日額8,000円
子ども・子育て会議委員		日額8,000円
男女共同参画計画策定委員会委員		日額8,000円
健康増進計画及び食育推進計画策定委員会委員		日額8,000円
教育振興基本計画策定委員会委員		日額8,000円
いじめ問題対応委員会委員	委員長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
いじめ問題調査委員会委員	委員長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
保育所等運営事業者選定委員会委員		日額8,000円

(南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）

の一部を次のように改正する。

第38条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第38条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務

の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 この表は、一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）に適用する。

（南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第8条 南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年南あわじ市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「第22条」を「第23条第2項」に、「額」を「支給額」に改める。

第16条を次のように改める。

（会計年度任用職員等の手当額の特例）

第16条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第26号）第2条第2項から第4項まで又は同条例第18条の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第9条 南あわじ市職員等の旅費に関する条例（平成17年南あわじ市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び」を「並びに」に改め、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年南あわじ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

南あわじ市職員定数条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び公営企業の事務部局に常時勤務する一般職の職員（<u>休職中の職員及び期間を定めて雇用される者を除く。</u>）をいう。</p> <p>2 略</p> <p>第2条・第3条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び公営企業の事務部局に常時勤務する一般職の職員（<u>休職中の職員及び臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。</u>）をいう。</p> <p>2 略</p> <p>第2条・第3条 略</p>	

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 （休職の効果）</p> <p>第4条 略 2～5 略</p> <p>第5条 略 2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。</p> <p>第6条 略 （減給の効果）</p> <p>第7条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額^の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p>第8条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （休職の効果）</p> <p>第4条 略 2～5 略</p> <p><u>6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第3項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。</u></p> <p>第5条 略 2 休職期間中の給与については、<u>条例で別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給されない。</u></p> <p>第6条 略 （減給の効果）</p> <p>第7条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第24条に規定する時間外勤務手当、同条例第25条に規定する休日勤務手当及び同条例第26条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。））</u>）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p>第8条以下 略</p>	

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第17条 略</p> <p>（<u>非常勤職員等</u>の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、<u>市長</u>の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>第19条 略</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p>（<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、<u>規則</u>の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>第19条 略</p>	

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第32条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第32条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条以下 略</p>	

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現 行			改 正 案			備 考
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）			
	区分	報酬の額		区分	報酬の額	
教育委員会	委員	月額35,000円	教育委員会	委員	月額35,000円	
選挙管理委員会	委員長	月額15,000円	選挙管理委員会	委員長	月額15,000円	
	委員	月額10,000円		委員	月額10,000円	
	補充員	日額8,000円		補充員	日額8,000円	
監査委員	識見を有する者	地方自治法 （昭和22年法律第67号）第252条の28に規定する外部監査契約を締結できる者	監査委員	識見を有する者	地方自治法 （昭和22年法律第67号）第252条の28に規定する外部監査契約を締結できる者	月額120,000円
		その他の者			その他の者	
	議会	月額20,000円		議会	月額20,000円	
農業委員会	会長	月額48,000円	農業委員会	会長	月額48,000円	
	会長職務代理者	月額35,000円		会長職務代理者	月額35,000円	
	委員	月額32,000円		委員	月額32,000円	
	農地利用最適化推進委員	月額22,000円		農地利用最適化推進委員	月額22,000円	
固定資産評価審査委員会委員		日額8,000円	固定資産評価審査委員会委員		日額8,000円	
専門委員	専門の学識経験に係る国	日額15,000円	専門委員	専門の学識経験に係る国	日額15,000円	

	家資格等を有する者	
	上記以外の者	日額8,000円
審理員		日額15,000円
投開票関係	選挙長	国の基準による。
	投票管理者	
	期日前投票管理者	
	開票管理者	
	投票立会人	国の基準による。
	期日前投票立会人	(交代したときは、時間単価に換算し、従事時間数に乗じた額)
	開票立会人	国の基準による。
	選挙立会人	
消防団	消防団長	年額116,000円
	副団長	年額99,000円
	地区団長(選任)	年額70,000円
	分団長	年額50,000円
	副分団長	年額30,000円
	部長	年額18,000円
	班長	年額13,000円
	団員	年額10,000円
公務災害補償認定委員会	委員長	日額9,700円
	委員	日額8,500円

	家資格等を有する者	
	上記以外の者	日額8,000円
審理員		日額15,000円
投開票関係	選挙長	国の基準による。
	投票管理者	
	期日前投票管理者	
	開票管理者	
	投票立会人	国の基準による。
	期日前投票立会人	(交代したときは、時間単価に換算し、従事時間数に乗じた額)
	開票立会人	国の基準による。
	選挙立会人	
消防団	消防団長	年額116,000円
	副団長	年額99,000円
	地区団長(選任)	年額70,000円
	分団長	年額50,000円
	副分団長	年額30,000円
	部長	年額18,000円
	班長	年額13,000円
	団員	年額10,000円
公務災害補償等認定委員会	委員長	日額9,700円
	委員	日額8,500円

公務災害補償審査会	委員長	日額9,700円
	委員	日額8,500円
特別職報酬等審議会委員		日額8,000円
市民交流センター長		月額160,000円
総合計画審議会委員		日額8,000円
まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会委員		日額8,000円
地域おこし協力隊員		月額180,000円
名誉市民選考委員会委員		日額8,000円
国土利用計画審議会委員		日額8,000円
都市計画審議会委員		日額8,000円
空家等対策審議会委員	専門の学識経験に係る国家資格等を有する者	日額15,000円
	上記以外の者	日額8,000円
老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員		日額8,000円
地域包括支援センター運営協議会委員		日額8,000円
地域密着型サービス運営委員会委員		日額8,000円
介護認定審査会	委員長	日額15,000円
	副委員長	日額14,000円
	委員	日額12,500円
休日応急診療所運営委員会	委員	日額12,500円
休日応急診療所医	管理医師	月額20,000円

公務災害補償等審査会	会長	日額9,700円
	委員	日額8,500円
特別職報酬等審議会委員		日額8,000円
総合計画審議会委員		日額8,000円
まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会委員		日額8,000円
名誉市民選考委員会委員		日額8,000円
国土利用計画審議会委員		日額8,000円
都市計画審議会委員		日額8,000円
空家等対策審議会委員	専門の学識経験に係る国家資格等を有する者	日額15,000円
	上記以外の者	日額8,000円
老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員		日額8,000円
地域包括支援センター運営協議会委員		日額8,000円
地域密着型サービス運営委員会委員		日額8,000円
介護認定審査会	委員長	日額15,000円
	副委員長	日額14,000円
	委員	日額12,500円
休日応急診療所運営委員会	委員	日額12,500円
休日応急診療所医	管理医師	月額20,000円

	医師	昼(8H) 60,000円
		夜(4H) 52,000円
市立学校結核対策委員会委員		日額8,000円
保健センター運営委員会委員		日額8,000円
民生委員推薦会委員		日額8,000円
家庭児童相談員		月額110,000円
母子自立支援員		月額107,800円
子育て利用者支援専門員		月額105,000円
福祉事務所嘱託医		月額40,200円
老人ホーム入所判定委員会	委員	日額8,000円
	医師	日額12,500円
障害者福祉施設運営委員会委員		日額8,000円
地域活動支援センター通所判定委員会	委員	日額8,000円
	医師	日額12,500円
障害支援区分認定等審査会	委員長	日額15,000円
	副委員長	日額14,000円
	委員	日額12,500円
認知症初期集中支援チーム専門医		月額15,000円
農業共済運営協議会委員		日額8,000円
農業共済損害評価会委員		日額8,000円
農業共済損害評価員		年額10,000円
農業共済連絡員		年額10,000円
学校医	基本額	年額162,000円

	医師	昼(8H) 60,000円
		夜(4H) 52,000円
市立学校結核対策委員会委員		日額8,000円
保健センター運営委員会委員		日額8,000円
民生委員推薦会委員		日額8,000円
福祉事務所嘱託医		月額40,200円
老人ホーム入所判定委員会	委員	日額8,000円
	医師	日額12,500円
障害者福祉施設運営委員会委員		日額8,000円
地域活動支援センター通所判定委員会	委員	日額8,000円
	医師	日額12,500円
障害支援区分認定等審査会	委員長	日額15,000円
	副委員長	日額14,000円
	委員	日額12,500円
認知症初期集中支援チーム専門医		月額15,000円
学校医		基本額
		年額162,000円

	(学校訪問)	年額37,000円
学校歯科医	基本額	年額162,000円
	(学校訪問)	年額37,000円
学校眼科医		年額99,000円
学校耳鼻科医		年額99,000円
学校薬剤師		年額50,000円
外国語指導助手		月額330,000円以内で規則で定める額
不登校児童・生徒適応教室指導員		月額156,000円
学校給食センター運営委員会委員		日額8,000円
保育所・こども園・幼稚園医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園歯科医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園眼科医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園薬剤師		年額30,000円
公民館運営審議会委員		日額8,000円
地区公民館長		月額40,000円
学校教育指導員		月額150,000円
社会教育指導員		月額150,000円
人権教育指導員		月額150,000円
社会教育委員		年額35,000円
文化財保護審議会委員		年額20,000円
松帆銅鐸調査研究委員会	委員長	日額12,000円
	委員	日額10,000円

	(学校訪問)	年額37,000円
学校歯科医	基本額	年額162,000円
	(学校訪問)	年額37,000円
学校眼科医		年額99,000円
学校耳鼻科医		年額99,000円
学校薬剤師		年額50,000円
学校給食センター運営委員会委員		日額8,000円
保育所・こども園・幼稚園医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園歯科医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園眼科医		年額73,900円
保育所・こども園・幼稚園薬剤師		年額30,000円
公民館運営審議会委員		日額8,000円
社会教育委員		年額35,000円
文化財保護審議会委員		年額20,000円
松帆銅鐸調査研究委員会	委員長	日額12,000円
	委員	日額10,000円

スポーツ推進委員		年額83,000円
スポーツ推進審議会委員		年額20,000円
図書館協議会委員		年額20,000円
働く婦人の家運営委員会委員		日額8,000円
働く婦人の家館長		月額40,000円
淡路人形浄瑠璃資料館長		月額156,000円
子育て学習・支援センターインストラクター		月額105,000円
国民健康保険運営協議会委員		日額8,000円
行政不服審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
情報公開審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
個人情報保護審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員		日額8,000円
ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会委員		日額8,000円
政治倫理審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
入札監視委員会委員		日額15,000円
産業医		月額30,000円
防災会議委員		日額8,000円
国民保護協議会委員		日額8,000円

スポーツ推進委員		年額83,000円
スポーツ推進審議会委員		年額20,000円
図書館協議会委員		年額20,000円
働く婦人の家運営委員会委員		日額8,000円
国民健康保険運営協議会委員		日額8,000円
行政不服審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
情報公開審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
個人情報保護審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
ケーブルネットワーク淡路施設運営協議会委員		日額8,000円
ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会委員		日額8,000円
政治倫理審査会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円
入札監視委員会委員		日額15,000円
産業医		月額30,000円
防災会議委員		日額8,000円
国民保護協議会委員		日額8,000円

行財政改革審議会委員	日額8,000円
指定管理者候補者選定委員会委員	日額8,000円
放置自動車判定委員会委員	日額8,000円
事業評価監視委員会委員	日額8,000円
地域福祉計画策定委員会委員	日額8,000円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額8,000円
学校等適正規模及び教育施設検討委員会委員	日額8,000円
教育に関する事務の点検及び評価委員会委員	日額8,000円
教育支援委員会委員	日額8,000円
滝川文化振興基金運営委員会委員	日額8,000円
青少年問題協議会委員	日額8,000円
プロポーザル審査委員会委員	日額8,000円
障害者計画等策定委員会委員	日額8,000円
地域公共交通検討委員会委員	日額8,000円
一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会委員	日額8,000円
保育所のあり方検討委員会委員	日額8,000円
子ども・子育て会議委員	日額8,000円
男女共同参画計画策定委員会委員	日額8,000円
健康増進計画及び食育推進計画策定委員会委員	日額8,000円
教育振興基本計画策定委員会委員	日額8,000円
いじめ問題対応委員会委員	委員長 日額15,000円 委員 日額8,000円

行財政改革審議会委員	日額8,000円
指定管理者候補者選定委員会委員	日額8,000円
放置自動車判定委員会委員	日額8,000円
事業評価監視委員会委員	日額8,000円
地域福祉計画策定委員会委員	日額8,000円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額8,000円
学校等適正規模及び教育施設検討委員会委員	日額8,000円
教育に関する事務の点検及び評価委員会委員	日額8,000円
教育支援委員会委員	日額8,000円
滝川文化振興基金運営委員会委員	日額8,000円
青少年問題協議会委員	日額8,000円
プロポーザル審査委員会委員	日額8,000円
障害者計画等策定委員会委員	日額8,000円
地域公共交通検討委員会委員	日額8,000円
一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会委員	日額8,000円
保育所のあり方検討委員会委員	日額8,000円
子ども・子育て会議委員	日額8,000円
男女共同参画計画策定委員会委員	日額8,000円
健康増進計画及び食育推進計画策定委員会委員	日額8,000円
教育振興基本計画策定委員会委員	日額8,000円
いじめ問題対応委員会委員	委員長 日額15,000円 委員 日額8,000円

いじめ問題調査委	委員長	日額15,000円
員会委員	委員	日額8,000円
保育所等運営事業者選定委員会委員		日額8,000円

いじめ問題調査委	委員長	日額15,000円
員会委員	委員	日額8,000円
保育所等運営事業者選定委員会委員		日額8,000円

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第7条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第37条 略</p> <p><u>(非常勤、嘱託及び臨時の職員の給与)</u></p> <p>第38条 非常勤（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等を除く。）、嘱託及び臨時の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず、それ以外の職員との給与の均衡を考慮して市長の定める基準に従い、予算の範囲内において任命権者が定める。</p> <p>第39条～第43条 略</p> <p>別表第1（第7条関係） 行政職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>別表第2以下 略</p>	<p>第1条～第37条 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第38条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</p> <p>第39条～第43条 略</p> <p>別表第1（第7条関係） 行政職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p><u>備考 この表は、一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）に適用する。</u></p> <p>別表第2以下 略</p>	

南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第8条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）<u>第22条</u>の規定に基づき、職員の特種勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、<u>額</u>及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第15条 略</p> <p><u>(再任用短時間勤務職員等の手当額の特例)</u></p> <p>第16条 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。）の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第26号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）<u>第23条第2項</u>の規定に基づき、職員の特種勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、<u>支給額</u>及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第15条 略</p> <p><u>(会計年度任用職員等の手当額の特例)</u></p> <p>第16条 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第26号）第2条第2項から第4項まで又は同条例第18条の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	

第17条 略

第17条 略

南あわじ市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（第9条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2)～(6) 略 （旅費の支給）</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員並びに法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。</p> <p>(2)～(6) 略 （旅費の支給）</p> <p>第3条以下 略</p>	

南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第10条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>第4条以下 略</p>	

議案第74号

南あわじ市森林環境基金条例制定について

南あわじ市森林環境基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市森林環境基金条例

(設置)

第1条 森林の有する公益的機能の維持増進を目的として森林整備及びその促進に関する事業を実施するため、南あわじ市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条に規定する目的のために行う事業の経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的のために行う事業の経費に充てる場合に限って、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

南あわじ市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市保育所設置条例の一部を改正する条例

南あわじ市保育所設置条例（平成17年南あわじ市条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

題名中「南あわじ市」を「南あわじ市立」に改める。

第 1 条中「保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため」を削り、「南あわじ市保育所」を「南あわじ市立保育所」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「前項」を「前号」に改める。

別表市保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市保育所設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																					
<p style="text-align: center;"><u>南あわじ市保育所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、<u>保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため南あわじ市保育所</u>(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前項に掲げる日を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="232 1114 1048 1310"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">倭文保育園～榎列保育所 略</td> </tr> <tr> <td>八木保育所</td> <td>南あわじ市八木鳥井427番地</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>市保育所</td> <td>南あわじ市市三條886番地</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	倭文保育園～榎列保育所 略			八木保育所	南あわじ市八木鳥井427番地	120	市保育所	南あわじ市市三條886番地	150	<p style="text-align: center;"><u>南あわじ市立保育所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、<u>南あわじ市立保育所</u>(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1114 1915 1310"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">倭文保育園～榎列保育所 略</td> </tr> <tr> <td>八木保育所</td> <td>南あわじ市八木鳥井427番地</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	倭文保育園～榎列保育所 略			八木保育所	南あわじ市八木鳥井427番地	120	
名称	位置	定員																					
倭文保育園～榎列保育所 略																							
八木保育所	南あわじ市八木鳥井427番地	120																					
市保育所	南あわじ市市三條886番地	150																					
名称	位置	定員																					
倭文保育園～榎列保育所 略																							
八木保育所	南あわじ市八木鳥井427番地	120																					

神代保育所以下 略

神代保育所以下 略

議案第76号

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年南あわじ市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

第 1 条中「特定地域型保育事業の運営に関する基準」の次に「並びに法第 58 条の 4 第 2 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を加える。

第 2 条（見出しを含む。）中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準（次条においてこれらを「市の基準」という。）を定めるものとする。</p> <p><u>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</u></p> <p>第2条 市の基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）で定める基準をもって、その基準とする。</p>	<p>南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに<u>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに<u>法第58条の4第2項に規定する特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（次条においてこれらを「市の基準」という。）を定めるものとする。</p> <p><u>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準)</u></p> <p>第2条 市の基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）で定める基準をもって、その基準とする。</p>	

議案第 77 号

南あわじ市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

南あわじ市立認定こども園設置条例（平成 27 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

南あわじ市立伊加利こども園	南あわじ市伊加利 614 番地 2	40 名
---------------	-------------------	------

」を

「

伊加利こども園	南あわじ市伊加利 614 番地 2	40 人
市こども園	南あわじ市市三條 886 番地	175

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市立認定こども園設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考															
<p>第1条 略 (名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 459 1041 603"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市立伊加利こども園</td> <td>南あわじ市伊加利614番地2</td> <td>40名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条以下 略</p>	名称	位置	定員	南あわじ市立伊加利こども園	南あわじ市伊加利614番地2	40名	<p>第1条 略 (名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 459 1908 603"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊加利こども園</td> <td>南あわじ市伊加利614番地2</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>市こども園</td> <td>南あわじ市市三條886番地</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条以下 略</p>	名称	位置	定員	伊加利こども園	南あわじ市伊加利614番地2	40人	市こども園	南あわじ市市三條886番地	175	
名称	位置	定員															
南あわじ市立伊加利こども園	南あわじ市伊加利614番地2	40名															
名称	位置	定員															
伊加利こども園	南あわじ市伊加利614番地2	40人															
市こども園	南あわじ市市三條886番地	175															

議案第78号

淡路広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、淡路広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

淡路広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

淡路広域行政事務組合同規約（昭和47年兵庫県指令地第5267号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第17条を削る。

別表第3条第6号の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（事業及び事務の引継）

2 淡路広域行政事務組合の農業共済事業及び事務は、この規約の施行日から兵庫県農業共済組合がこれを引き継ぐ。

淡路広域行政事務組合同規約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考															
<p>第1条・第2条 略 (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。<u>ただし、第6号に係る事務については、洲本市及び淡路市の区域に係るものに限る。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</u></p> <p><u>(7) その他関係市の広域行政の推進に関する事務</u></p> <p>第4条～第16条 略 (<u>地方公営企業法の適用</u>)</p> <p><u>第17条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づき、組合の行う農業共済事業に、同法の財務規定等を適用する。</u></p> <p>別表（第12条第2項関係）</p>	<p>第1条・第2条 略 (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) その他関係市の広域行政の推進に関する事務</u></p> <p>第4条～第16条 略</p> <p>別表（第12条第2項関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 1066 409 1114">区分</th> <th data-bbox="409 1066 730 1114">負担金の算出方法</th> <th data-bbox="730 1066 1050 1114">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="208 1118 1050 1161">第3条第3号 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1166 409 1345">第3条第6号</td> <td data-bbox="409 1166 730 1345">洲本市及び淡路市に係る当該年度の地方交付税の農業共済事業事務費に係る基準財政需要</td> <td data-bbox="730 1166 1050 1345"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担金の算出方法	備考	第3条第3号 略			第3条第6号	洲本市及び淡路市に係る当該年度の地方交付税の農業共済事業事務費に係る基準財政需要		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 1066 1274 1114">区分</th> <th data-bbox="1274 1066 1594 1114">負担金の算出方法</th> <th data-bbox="1594 1066 1915 1114">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1072 1118 1915 1345">第3条第3号 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担金の算出方法	備考	第3条第3号 略			
区分	負担金の算出方法	備考															
第3条第3号 略																	
第3条第6号	洲本市及び淡路市に係る当該年度の地方交付税の農業共済事業事務費に係る基準財政需要																
区分	負担金の算出方法	備考															
第3条第3号 略																	

	<u>額を基礎として算定し</u> た額			
上記以外 略			上記以外 略	

議案第79号

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に
関する協議について

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり関係市が協議の上、定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分
に関する協議書

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、下記のとおり協
議する。

記

1 兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産

- | | |
|------------------|--------------------|
| （1）農業共済管理の有形固定資産 | 令和 2 年 3 月 31 日現在高 |
| （2）農業共済管理の物品等 | 令和 2 年 3 月 31 日現在高 |

令和 年 月 日

洲本市長 竹内通弘

南あわじ市長 守本憲弘

淡路市長 門康彦